

事業者健診結果データ(40歳から74歳の方)を提供いただくことで 個別健康サポートが無料でご利用いただけます。

東京土建国保では、組合員・家族(19歳以上)を対象に東京土建健診を行っており、その結果に応じて、保健師・管理栄養士等による無料の個別健康サポート(特定保健指導)も行っています。東京土建健診を利用されていなくても、労働安全衛生法に基づく事業者健診(定期健康診断)結果データを東京土建国保へ提供いただくことで、**個別健康サポートを無料**でご利用いただくことができます。

専門職(保健師・管理栄養士)による個別健康サポート

国の法令に準じて、専門職による個別面接を実施します。生活習慣病のリスクが高い方へ、初回面接を行い、その後3カ月または6カ月間にわたり、メール・電話・手紙による支援を行います。一人一人の生活習慣をお聞きし、改善に向けた適切なアドバイスを行います。

※詳しくは、東京土建国保ホームページをご覧ください。

事業者健診とは? データ提供の対象者は?

労働安全衛生法に基づいて、会社が従業員に行う定期健康診断のことです。

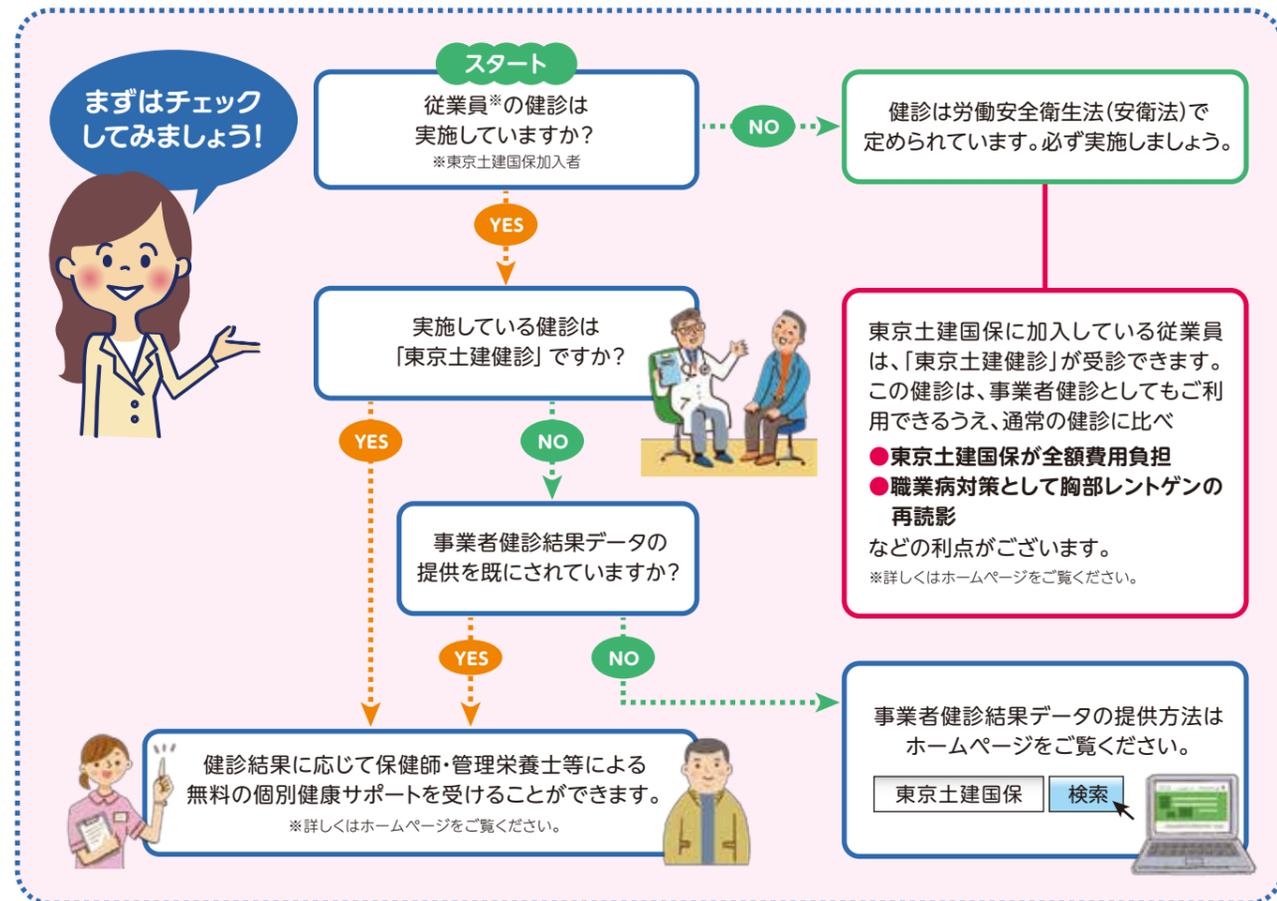
データを提供していただきたい方は、40歳から74歳の東京土建国保の加入者で、事業者健診を受診された方が対象です。

※東京土建健診を受診された方は対象外となります。

健診結果の提供に 個人情報保護法の問題はないの?

事業者健診結果データを東京土建国保に提供していただく際には、本人から「健康診査結果票提供本人同意書」を提出していただきますので、事業主の皆様が責任を問われることはありません。

※東京土建国保加入者の場合



お問い合わせ先

東京土建国民健康保険組合

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-16 電話:03-5348-2982

東京土建国保

検索



東京土建国民健康保険組合ご加入の経営者の皆さまへ

「健康企業チャレンジ」をはじめましょう!

健康企業 チャレンジとは?

企業全体で社員の健康づくりに取り組むことにチャレンジすることです。一定の成果をあげた場合は「健康優良企業」として認定されます。認定後は、企業イメージの向上や求人などで「健康優良企業」としてアピールすることができ、その他特典も受けることができます。また、「健康企業チャレンジ」の取り組みはご加入の東京土建国民健康保険組合がサポートします。

特典

健康優良企業サポートローン (西武信用金庫)

シルバーの認定を取得し、西武信用金庫の「事業診断」を受けた事業所に対し、事業融資金利の優遇が受けられます。
※ご利用には西武信用金庫による審査があります。

みずほ健康アシスト

(東京都中小企業制度融資「政策特別」)
(みずほ銀行「経営基盤強化」)

「健康企業チャレンジ」にエントリーした事業所に対し、東京都中小企業制度融資「政策特別」を活用した資金調達の支援や外部専門機関による健康課題解決のサポートが受けられます。

※ご利用にはみずほ銀行および東京信用保証協会による審査があります。

健康企業応援・ ダイバーシティ推進保証制度

(東京信用保証協会)

「健康企業チャレンジ」にエントリーした事業所に対し、信用保証料率の優遇が受けられます。

※ご利用には東京信用保証協会による審査があります。

東京土建国民健康保険組合

「健康企業チャレンジ」から健康優良企業認定までの流れ



STEP1では、健康経営を行うために職場の健康づくりに取り組む環境を整えます。
健康企業チャレンジの取り組み内容をクリアすると、東京土建国保より健康優良企業として「シルバーの認定証」を贈呈します。

STEP 2 (2019年度から開始予定)

STEP2では、職場の健康経営・健康づくりをさらに進め、安全衛生にも取り組みます。
健康企業チャレンジの取り組み内容をクリアすると、東京都の健康宣言運動の団体より健康優良企業として「認定証」を贈呈される予定です。



東京土建国保が健康企業チャレンジを開始するまで

国民健康保険組合東京協議会とは

国民健康保険組合東京協議会(以下、「東京協議会」とは東京都の21国保組合が加盟する組織のことです。当初、東京土建国民健康保険組合は単独で健康企業チャレンジを開始する予定でしたが、指定金融機関の金利優遇などのメリットを受けることや、2019年度から予定している東京都の健康宣言運動へ加入するため、東京都の国保組合の団体である東京協議会として事業を実施します。

健診実施は事業者の義務

事業者は労働者に対して健診の実施を義務づけられています(労働安全衛生法第66条)。

メタボリックシンドローム対策として、国によって医療保険者に実施が義務付けられている特定健診においては、労働安全衛生法(以下:「安衛法」)の定期健診内容が全て含まれていませんが、東京土建健診は安衛法にも対応した健診内容となっています。また、東京土建国保に加入する従業員は、保険証に付いている健診受診券をお使いいただくことで、健診費用が事業者負担なく受けられます。

東京土建国保に加入する従業員の健診費用を負担している事業者の方は、コストダウンが可能です。所属の支部または東京土建国保・健康増進課(☎03-5348-2982)にご連絡いただければ、近隣の健診機関をご案内します。

健診と個別健康サポート

(1) 東京土建健診

東京土建健診は

- ① 公共施設等で日曜日に受けられる「支部集団健診」
 - ② 個別に健診機関に連絡して日時を設定して申し込む「個別健診」の2通りの受け方があります。
- がん検査のオプションなどもありますので、「土建国保ガイド」をご確認いただき、ぜひ従業員のみなさまに健診を受けていただきますよう、周知をお願い致します。

※東京土建国保に加入する家族(19歳以上)の方も同じ

(2) 個別健康サポート(特定保健指導)



健診の結果、生活習慣病になる可能性が高い方に対して、保健師・管理栄養士などの専門家が生活習慣を見直すためのサポートを行います。

従業員の方が生活習慣病にかかってしまった場合、業務に多大な影響を及ぼすことも考えられます。対象の方には、東京土建国保から従業員の方に通知をしています。こちらも健診同様に自己負担はありませんので、対象となった従業員の方から相談を受けた際には、積極的に利用するよう周知をお願い致します。